

(第五十九回) 帝國議會 貴族院 鎌業法中改正法律案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

製鐵業獎勵法中改正法律案

昭和六年三月十七日(火曜日)午前九時五

十九分開會

○委員長(伯爵二荒芳徳君) ソレデハ是カラ特別委員會ヲ開會イタシマス

○男爵周布兼道君 先日御願ヒ致シテ置キマシタ参考ノ表ヲ只今實ハ受取リマシタノデ、マダユックリ見ル閑ガナクテ、能クマダ

目ヲ通ス譯ニ參リマセヌガ、一二政府委員ニ御伺ヒシタイト思フノデアリマス、鎌產稅ニ對スル市町村附加稅ニ對スル調ト云フ表デゴザイマスガ、是ハ昭和四年ノ鎌產稅ヲ基礎トシテ新舊ノ比較ヲ御出シニナッタノデゴザイマスカ

○政府委員(福田康雄君) 左様デゴザイマス、昭和四年ノ鎌產稅額ヲ基礎トシテ居リマス

○男爵周布兼道君 新ト申シマスト少シ語弊ガゴザイマスガ、今度ノ改正ノ率ニ依リマシテ計算ヲナサッタノデゴザイマスカ

○政府委員(勝正憲君) サウデゴザイマス

○男爵周布兼道君 ソレカラ表ニ數字ガ何モナイ所ガゴザイマス、是ハ鎌產稅ノナイ

所デゴザイマスカ、御調べガ御間ニ合ヒニナラナカッタノデスカ

○政府委員(福田康雄君) 左様デゴザイマス、鎌產稅ノナイ所デゴザイマス

○委員長(伯爵二荒芳徳君) チヨット私カラ政府委員ニ伺ヒタイト思ヒマスガ、此改正法中ノ千分ノ五ト云フ數ハ根據ヘドウ云

○政府委員(勝正憲君) 一應御説明申上げ正法中ノ千分ノ五ト云フ數ハ根據ヘドウ云フ風ニシテ出シテ御居ニナリマスカ

○政府委員(勝正憲君) 一應御説明申上げ正法中ノ千分ノ五ト云フ數ハ根據ヘドウ云

マセウ、此鎌產稅ガ百分ノ一ト云フコトニ

ナテ居リマス現行法ガソレハドウ云フ數字カラ參リマシタカ、ドウ云フ根據デ百分

ノ一ニナッタカト申シマスト、是ハ可ナリ沿革モ古イコトデゴザイマスガ、惟フニ是ハ

大體ニ此位ト云フ達觀デ行々タモノト思フノデアリマス、ソコデ今デハ百分ノ一ニナッタル、即チ半額ヲ市町村ニ委讓スル、千分ノ五ニナル、サウスルト府縣ガ其鎌產稅ノ附

ヲ今度半分ニ減ラシマスルト千分ノ五ニナル、即チ半額ヲ市町村ニ委讓スル、千分ノ十圓ヲ持ツテ行クカラ六十圓ハ市町村ニ取

今迄十圓取ツテ居々タノ百圓ヲ減ラシテ五十圓ヲ持ツテ行クカラ六十圓ハ市町村ニ取

取レバ宜イ、市町村ハ今迄十圓取ツテ居々タ、

ノガ今日デハ元ガ五十圓ニナル、今度ハ府

縣ノ方デハ其千分ノ二百取リマスカラ十圓

十圓ヲ持ツテ行クカラ六十圓ハ市町村ニ取

レル、六十圓ト稱スルノガ即チ千分ノ千二百

百ニナリマス、モウ一遍申シマスト、御覽

居リマセヌ、ソレデアリマスカラ今迄鎌產

稅ヲ取ツテ居リマセヌカラ今後委讓シマン

テモ一文モ行キマセヌガ、勿論サウ云フ際ニモ若干工夫モ居リマス、從業員モ有リ

マスカラ其市町村ハ若干困リマセウガ、是ハ別ニ大シタ大キナ山ト云フ譯デナイノデ

アリマスカラ金銀ニ於キマシテハ是ハ銅ノ副產物トシテ銅產ト一緒ニ出テ來ルノデ、

金銀ダケノ専門ノモノハ寧ロ少イト申ス位

デアルカラ銅ノ方ノ鎌產稅ノ關係デ大抵

ニシマセヌト、元ノ金ガ取レナイ、ソレダカラ元ガ半分ニナッテ其率ヲ倍ニシテ府縣

ダケハ改正前モ改正後モ同一ノ鎌產稅ノ附加稅ガ取レルヤウニシテアル、ソレカラ市

町村ハ丁度國デ減ラシタ元ノ千分ノ五ダケ

ヲ市町村ニ持ツテ行ク、サウスマスルト千分

ノ七十デスカニスレバ丁度宜イコトニナリ

マス、サウスレバ國デ取ツテ居々タ分ヲソック

リ府縣ヲ飛バシテシマッテ市町村ニ持ツテ

行フテシマフ、金デ申シマスト云フ百圓ノ

鎌產稅ガ今現行法デ取レテ居ル、ソレガ五

十圓ニナリマス、百圓ノ鎌產稅ノアッタモ

ノガ今日デハ元ガ五十圓ニナル、今度ハ府

縣ノ方デハ其千分ノ二百取リマスカラ十圓

十圓ヲ持ツテ行クカラ六十圓ハ市町村ニ取

レバ宜イ、市町村ハ今迄十圓取ツテ居々タ、

ノガ今日デハ元ガ五十圓ニナル、今度ハ府

縣ノ方デハ其千分ノ二百取リマスカラ十圓

十圓ヲ持ツテ行クカラ六十圓ハ市町村ニ取

的ハ達スルカト思ヒマス

○濱口儀兵衛君 サウシマスト、アノ石炭

ノヤウナ所ハ大變ニ總産額ニ對シテ人數ガ

大勢使テ居ルノデスガ、銅山アタリハグッ

ト少イカラ其邊ハ石炭ト事情ガ違フノデ

ハナイカト思フガ、矢張リ現在ハ銅山デモ

就學兒童ヤ何カノ多イ爲ニ困テ居ルコト

ガ石炭ト大シテ違テ居ナイヤウナ事情ナ

ノデスカ

○政府委員(勝正憲君) 私ノ聞キ及ビマシ

タ所デハ銅山ノ方ハ此懇ヘハ餘リナイ、是

ハ殆ド鑛山ノ方ニ收容シテシマッテ居ルト

云フヤウナ狀況デゴザイマシテ、大體鑛產

稅委讓ト云フ問題ハ石炭鑛ノ所在地ノ問題

デゴザイマス

○濱口儀兵衛君 サウスルト今度カラ銅山

ノ町村ノ大變樂ニナルト云フ理窟ナンデス

カ

○政府委員(勝正憲君) 銅山ノ所在地ハ何

ト申シマスカ幾ラカ儲ケモノヲスルト云フ

コトニナルカモ知レマセヌ

○内藤久寛君 只今議題ニナッテ居リマス
ル鑛業法中改正法律案ハ單純ナモノノヤウ
デアリマシテ、モウ別ニ御説明ヲ要スルモ
ノモナイカト思ヒマスカラ、ソレヨリハ他
ニ又御移リニナリマシテ製鐵業獎勵法中改

正法律案ノ説明ヲシテ戴イテハドウデスカ

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 別ニ本法律案

ニ付テハ只今ノ所御質問ゴザイマセヌカ、

ソレデハ製鐵業獎勵法中改正法律案ニ付キ

マシテ政府委員ノ御説明ヲ願ヒタイト思ヒ

マス

○委員長(伯爵二荒芳徳君) 依商工大臣ノ

御説明ヲ願ヒマス

○國務大臣(侯孫一君) 製鐵業獎勵法中改

正法律案ノ大體ノコトハ本會議ニモ申述べ

テ置キマシタガ、此獎勵法ハ大正十五年ニ

全部改正ヲ致シタノデアリマシテ、大正十

五年四月十日ヨリ施行セラレテ居ルノデア

リマスガ、當時ノ改正ノ趣旨ハ、主トシテ

此銑ト鋼ノ一貫作業ヲ獎勵スルト云フ意味

ニ於テ改正ノ趣旨トシタノデアリマシタ

ガ、其當時ノ改正ハ一定能力以上ノ銑鐵業

及製鋼設備ノ製鐵事業ニ對シテハ土地收用

ニシマシタ共ニ、附則第二項ニ於キマシテ、

スル場合ニ於テ輸入稅ヲ免除スルコトニ致

テモ、矢張リ期間満了ニ依テ段々其免稅ヲ

受ケラレナイコトニ相成ルノデアリマス、

斯ウ云フ狀態デアリマスルカラ、今暫ク製

又營業收益稅及ビ所得稅ノ免除ニ付キマシ

テモ、矢張リ期間満了ニ依テ段々其免稅ヲ

受ケラレナイコトニ相成ルノデアリマス、

斯ウ云フ舊式ノ製鐵事業ニ對シテ斯ウ云フ

特典ヲ五ヶ年間與ヘタト云フ意味ハ、云フ

改正以前ノ法律デ以テ從來得テ居タ特典

ハ、改正法施行後ニ於テモ五年間ハ尙ホ其

特權ヲ受ケ得ルト云フコトニ致シテアルノ

デアリマス、又一定能力以上ノ設備ノ新設

又ハ增設スルノニ對シマシテハ、其設備完

成ノ年及其翌年カラ十五年間ハ、營業稅、營業收益稅、所得稅ノ如キ諸稅ヲ免除スル

ソレデハ製鐵業獎勵法中改正法律案ニ付キ

ト云フ規定ガ又規定セラレテアルノデアリ

マス、其規定ヲ、附則第三項ニ依リマシテ

其特典ヲ受ケテ居ルモノヲ免稅期間五箇年

間ヲ延長シテ、尙ホ其特典ヲ五箇年間ハ受

ケルコトニ致シテアルノデアリマス、從ヒ

マシテ附則第二項ニ依テ土地收用法ノ適

用又ハ輸入稅ノ免除トスウ云フ特典ヲ與ヘ

ラレテ居ル期間ヲ五年間延長セラレタル所

ノ製鐵事業ハ、丁度施行後最早本年ノ四月

九日ガ五年ニ當リマスルガ故ニ、丁度本年

ノ四月九日限リデ其特典ヲ將來ニ於テハ受

ケル能ハザルコトニ相成ルノデアリマス、

斯ウ云フ狀態デアリマスルカラ、今暫ク製

鐵事業ヲシテ、所謂何ト申シマスカ舊式ノ

製鐵事業ト申シマスカ、製鐵業ノ古イ設備

ヲ、尙ホ合理的ニ經營セシムルトカ或ハ改

造ヲセシムルトカ云フ爲ニハ、今暫ク此保

護ノ期間ヲ延長シテ、製鐵業ノ改善ヲセシ

メタイト云フ趣旨ヲ以チマシテ、此期間ヲ

五年延長シヤウ、斯ウ云フコトニ致シタイ

ト云フ譯デアリマス、其保護ハ單ニ土地收

用法ノ適用トカ輸入稅免除除ト云フダケデナ

クシテ、更ニ營業收益稅、所得稅ト云フ風

ナモノモ亦免除スルト云フ期間ヲ五年間延

長スルト云フコトニ致シタイ、斯ウ云フノ

デアリマス、要スルニ現行製鐵獎勵法ノ附則ノ年限ガ最早ヤ満了ニ相成リマスルガ爲ニ尙ホ暫ラクノ間其期間ヲ延長シテ製鐵業ノ保護ヲスルコトニ致シタイ、以テ斯業ノ改善ヲセシメタイ、斯ウ云フコトガ此改正案ノ趣旨デアリマス、意味ハ製鐵業ニ取テハ重大ナル意味デアリマスガ、法文ト致シマシテハ極ク簡単ナ法文デアルノデアリマス、ドウゾ御審議ヲ盡サレテ御協賛ヲ與ヘラレルヤウニ希望イタシマス、尙ホ詳細ノコトハ御質問ノ上他ノ政府委員ヨリ御答へ致シマス、私ハ一寸相憎ニ輸出組合法工業組合法及產業ハ統制法ノ委員會ガ同時刻カラアリマスルカラ是デ御免蒙テ其委員會ニ出席サシテ戴キタイト思ヒマス

○政府委員(福田馬雄君) 御承知ノ通り製
鐵所ハ營業稅、所得稅ノ關係ハゴザイマセ
ヌ、只土地收用法及輸入稅免除ノ規定ニ付
キマシテハ製鐵所モ此獎勵法ノ規定ニ均霑
スルコトニナツテ居リマス、製鐵所デ其設備
ヲ擴張改善イタシマス爲ニ機械類ヲ外國カ
ラ輸入スル、サウ云フ場合ニ矢張リ輸入稅
ヲ免除セラレルコトニナリマス、相當製鐵
所ニ於テモ此獎勵法ノ影響ヲ受ケテ居ル
ト、斯ウ云フ風ニ御諒知ヲ願ヒタイ、金額
ニ付キマシテハ毎年ノ輸入ノコトデゴ
ザイマスカラ、其時ニ違ヒマスケレドモ、
矢張リ相當輸入稅免除ノ特典ニ預クテ居
ル、金額ハ相當ノ額ニ上ツテ居ルト思ヒマ
ス

成績ヲ擧ゲテ居ルモノト、又極メテ不成績ナ會社モアルダラウト思フ、サウ云フモノニ付テ皆一様ニ同一ナル保護ヲ御加ヘニナル譯ニナッテマスカ、或ハ其成績如何ニ依テハ保護ヲセヌト云フヤウナ必要ハナイモノナノデスカ、詰リ一視同仁ニヤラレルベキ理由ノ何カソコニ理由ガアルノデアリマスカ、其二點ヲヨク分リマセヌガ、一ツ御説明ヲ願ヒタイ

矢張リ此新法ノ適用ニ依ル工場デナクシテ
舊法ニ依テ保護サレテ居ル、詰リ此附則ニ
依テ保護サレテ居ルト云フヤウナ工場ガ大
多數ヲ占メテ居ルト云フヤウナ狀態デアリ
マス、丁度此ノ不景氣ガ今日ノヤウニ最モ
深刻化シマシタ時代ニ從來ノ特點ヲ奪ハレ
ルト云フコトハ誠ニ重大ナ影響ヲ、サナキ
ダニ不況ニ苦ンデ居ル事業ニ與ヘル恐レガ
アルノデアリマス、ソレデ此期間ヲモウ暫
ラク延長シタイト、斯ウ云フ考ヘデ此改正
ヲ企テマシタノデゴザイマス、ソレデ五箇年
年間ト云フ期間ノ根據ニ付テハ五箇年經
タナラバ必ズモウ大丈夫ニナル、ソレ程ノ
理論的ノ根據ガアル譯デハゴザイマセヌ、
兎ニ角茲數年ノ中ニハ色々事業ノ整理立直
シト云フヤウナコトモ十分ニ行ハレルヤウ
ニ致シマシテ、サウシテ成ルベク此五箇年
間位ノ期間内ニ於テ事業ノ基礎ノ確立ヲ圖
リ、又幾多改善スペキ諸點モゴサイマスガ
サウ云フ點ニ付キマシテモ成ルベク其改善
ヲ作振シテ行キマシテ事業ノ基礎ヲ確立シ
テ、サウシテソレ以上ノ色ミノ特點保護ニ
與カルト云フコトガナイヤウニ致シタイト
云フ考ヘデゴザイマシテ、先ヅ五ヶ年位ト
云フコトノ茲ニ一ツノ期間ヲ取リマシテ五
ヶ年ト致シマシタノデアリマス、非常ニ論

ハ五ヶ年經々タナラバ必ズ出來ルト云フ譯
デハゴザイマセヌガ、先づ大體ノ今日ノ形
勢其他カラ見マシテ、又製鐵事業ノ性質カ
ラ見マシテモ、是ハ急ニ設備ノ改善擴張ト
云フコトガ出來ルモノデハゴザイマセヌカ
ラ、一應五箇年、斯ウ云フ風ニ致シタ意味
デゴザイマス、ソレカラ第二ノ御尋ノ此民
間ノ會社ニハ色ニ儲ケテ居ル會社モアレバ
損シテ居ル會社モアルノデアル、ソレデ此
不況ヲ救濟スルト云フ意味デアルナラ、其
間ニ差別待遇ヲスルコトガ、詰リ善イモノ
ハ保護ヲシナイ、惡イモノハ特ニ保護ヲシ
テヤル、斯ウ云フ風ニシタ方ガ理論的デハ
ナカラウカト云フヤウナ御尋ノヤウニ承リ
マシタノデアリマスガ、御手許ニ差上ゲマ
シタ表ニ依テ御覽ニナリマシテモ大體御
分カリニナルト思ヒマスルガ、此優良ナル
成績ヲ舉ゲテ居ルト云フ會社ハ殆ドゴザイ
マセヌ、大部分ハ無配當或ハ缺損ノ會社デ
ゴザイマス、ソレデ此ウチ昭和四年頃マデ
幾分、例ヘバ日本鋼管トカ大阪製鐵トカノ
株ハ相當ノ配當ヲ受ケテ居ルヤウニ見エル
ノデゴザイマスガ、其日本鋼管ハ優先株ニ
付テノミノ配當デゴザイマシテ、是モ此昭
和五年度或ハ六年度ニ至テハ中々困難デ

アラウト云フヤウナ状態ニ先ヅアルト思ヒ
マス、ソレカラ大阪製鐵會社ノ方ハ、是非
非常ニ其資本ヲ切下ゲマシテ聊カ配當ガ出
來ルヤウナ形ニナフテ居リマスガ、何レニシ
テモ矢張リ他ノ製鐵會社ト同ジヤウニ事業
ヲ經營スルモノハ、此價格ノ下落其他ニ依
テ非常ナ困難ニ陥シテ居ル、ト云フコトハ事
實デゴザイマス、ソレデ此不況ノ對策ト致
シマシテ、ドノ會社ヲドウスルト云フコト
モ難シコトデゴザイマスカラ、一般ニ其
從來ノ特典ヲ尙五箇年間與ヘテ置キタイト
云フ考デゴザイマス、ソレカラ此五箇年間
期間ヲ延長スルト云フコトハ一つノ此不況
時代ノ切抜ケノ餘地ヲ各事業家ニ與ヘルト
タヤウニ、此不況時代ニ於キマシテモ色ニ
設備ノ改善或ハ擴張ヲ試ミマシテ、日本ノ
製鐵事業ノ基礎ノ確立ヲ圖リタイ、サウ云
フ趣旨モアルノデゴザイマスカラ、サウ云
フ意味カラ言ヒマシタナラバ、惡イ會社ハ、
其營業成績ノ比較的惡イ會社モ善イ會社モ
一樣ニ之ヲ保護シテ、成ルベク早ク其組織
ヲ更ニ合理化シテ行クト云フ必要ノアル點
ニ於テハ同一デゴザイマス、何レニ致シマ
シテモ、大體ニ於テ此日本ノ製鐵會社ハ一
般ノ此不況ニ非常ニ困難ヲ致シテ居ル、ソ

カラレヌ、其間ニ色ミナ設備ノ改善擴張或ハ經營方法、組織ノ改善ト云フコトガ必要ニナッテ來ルト思フノデゴザイマスカラ、サウ云フ意味カラ致シマシテモ暫ク從來通りセシメタイト云フ、ニツノ其理由ニ出テ居ルノデゴザイマスカラ、別段ドノ會社ヲドウスルト云フヤウナコトデハナク、一般的ニ其特典ヲ與ヘテ置キタイト云フノガ今度ノ改正ノ趣旨デゴザイマス

會社ノ合同即チ製鐵事業ノ統制ト云フコト
ニ付キマシテハ、商工省殊ニ合理局ヲ中心
トシテ調査研究ヲ致シマシタ、其事ハ大要
新聞ニ出テ居リマスカラ御承知ノコトト存
ジマスガ、餘程調査モ進行ハ致シマシタガ
何分御承知ノ通り大キナ仕事デゴザイマシ
テ、遂ニ此議會ニ提案ヲスルダケノ準備ガ
揃ハナカツタノデアリマス、今後ヲドウスル
カト云フゴトハ今言明ヲ申上ゲルコトハ困
難デゴザイマスガ、矢張リ從來ノ方針ニ從ツ
テ調査ヲ進メマシテ次ノ議會ニ或ハ提案デ
モスルコトニナリハシナイカト存ジマス、
併ナガラ責任ヲ以テ今後ドウスルト云フコ
トヲ瞭ッキリ申上ゲル譯ニハ參リマセヌ、調
査ノ結果多少方針ニ異動ヲ生ズルカモ存ジ
マセヌ、從ツテ今瞭ッキリシタコトハ申上兼
ネマスケレドモ、製鐵事業ガ日本ノ重要產
業デアッテ、之ニ統制ヲ加フル必要ノアルコ
トハ何人モ認メテ居リマスカラ、此製鐵事
業ノ合理化ト云フコトニ付テハ引續キ努力
イタス積リデ居リマス、唯從來如何ナル程
度ニ此調査ガ出來タカト云フコトヘ頗ル廣
汎ナ事柄デモゴザイマスシ、チヨット此處デ
申上ゲルコトハ甚ダ困難デゴザイマス
○岡喜七郎君 只今承リマシタ所ニ依リマ
スレバ、將來所謂製鐵事業ヲ統制ヲサレル

爲ニ其方針デ進マレルモノト御説明ノ言外ニ溢レテ居ルヤウニ想像イタスノデアリマスガ、斯ウ云フ事業、殊ニ政府ニ於テハ所謂産業合理化ト云フコトヲ大聲叱呼サレテ居ル場合ニ調査ヲ進行セナカッタ爲デアリマスカ、其御方針ヲ確立シテ議會ニ現レナカッタト云フコトハ甚ダ遺憾ニ考ヘマスガ、是非共御統制ノ意味ニ於テ尙ホ調査ヲ進行サレルノデアリマスカ、又今日迄ノ御調査デハ其案ヲ出サレルニマダ不足ノ、御調べ不足ナ爲ニ此處ニ現レナカッタモノデアリマスカ、モウ一度承^サテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(野田文一郎君) 調査不十分ト
申シテハ適切デナイト考ヘマスガ、御承知
ノ通り關係ノ方面ガ頗ル廣汎ニ瓦ツテ居リ
マスカラ、或ハ關稅ノ問題ニモ關係ヲ致シ
マセウ、或ハ其補助、助成金ト云フヤウナ
コトニモ關係ヲ致シマセウ、又關係ノ會社
ノ同意、不同意ト云フヤウナコトニモ關係
ヲ致シマスシ、必ズシモ調査不十分ノ結果
トハ申上げ兼不マスガ、是等ノ各方面ヲ綜
合シテ之ヲ取纏メル程度ニ達シナカッタ、斯
ウ云フコトニ申上ゲルノ外ハナイト思ヒマ
ス、唯行詰タト申シマスカ、支障ヲ來シタ
點ヲ、アスココ、ト云フコトヲ申上ゲルト
云フコトハ、將來合理化ヲ進メテ參りマス
上ニ於テ寧ロ害ガア、テ利益ガナイコトデ
アラウカト存ジマスカラ、其點ヲ申上ゲル
コトハ差控ヘタイト存ジマス、要スルニ總
テノ關係事項ニ付テ纏マリガ附カナカバタ
トスウ云フコトニ御承知ヲ願ヒタイト存ジ
マス、今後ハ如何ニスルカト申上ゲマシタ
ガ、政府ハ製鐵事業ノ合理化、單リ製鐵事
業ダケデナシニ總テノ産業ニ向テ合理化
ヲ進メテ參ル積リデ居リマスカラ、矢張リ
産業合理化ノ根本方針ニ從テ努力イタス
積リデゴザイマス、併シ如何ニスルガ合理
化ノ根本精神ニ適フカト云フコトハ、是亦

困難ナ問題デアリマシテ、今迄ノ方針其儘ガ宜シイノカ、或ハ多少方針ヲ換ヘルコトガ合理化ヲ徹底スル所以デアルカ、斯ウ云フコトハ又更ニ研究ヲ要スルコト存ジマスガ、要スルニ産業合理化ノ根本精神ニ適ヒマスルヤウニ最善ノ努力ヲ致ス積リデ居リマス、左様ニ申上ガタイト存ジマス。

○男爵周布象道君 今回ノ製鐵業獎勵法中改正法律案ノ第三項ニ付キマシテ御伺ヒシタノノデスガ、「十五年ノ期間ガ昭和十年迄ニ満了スルモノニ在リテハ昭和十一年迄」之ヲ加ヘヤウ、斯ウ云フノデゴザイマスガ、サウシマスト、第二項ノ五ヶ年ヲ延バシタ……延バサウト云フノト一致サセルコトニナルト思フノデアリマスガ、此一致ヲセマス其理由ガ何處ニカアッタラウト思ヒマス、一應御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(福田庸雄君) 此第二項ノ五箇年ヲ……丁度先ホド大臣カラ御説明申上げマシタ通りニ土地收用法ノ特權及輸入稅免除ノ特權ハ來月ノ九日デ切レマスノデ、一律ニ總テノ……此舊法ノ適用ヲ受ケテ居タ總テノ會社ガ、一律ニ昭和六年ノ四月九年デ其特權ヲ失フコトニナリマスカラ、皆五年先キニ一律ニ押延バスト斯ウ云フコトニナリマス、ソレカラ第三項ノ方ハ、營業

収益税、所得税ノ免除ハ、此獎勵法ニ掲ゲ
ラレテアリマス通リ詰リ其設備ガ出来テ開
業シタ年及其開業ノ翌年カラ起算イタンマ
シテ十五箇年間此税ヲ免除スルト、斯ウ云
フヤウナ附則ノ書キ方ニナッテ居リマスノ
デ、各個ノ會社及其會社内部ニ於テモ、一
部ノ……各部ノ設備ノ免除期間ノ起算點ガ
違フノデ、ソレデソレヲ一様ニ五箇年延バ
ス、全部十五箇年ノ所ヲ五箇年延バスト云
フコトニナリマスト、又或ルモノニ付テハ
相當長イ期間免除期間ガ延長ニナルト云フ
ヤウナコトニナリマスノデ、丁度今御質問
ノ通リニ第二項ト釣合ヲ取リマシテ差當リ
ノ保護期間ノ延長ト致シマスレバ、先ヅ今
後五箇年以内位ニ營業稅所得稅ノ免除ノ特
典ヲ失フ設備ダケヲ昭和十一年マデ免稅ノ
状態ニ、詰リ從來ノ状態ヲ持續サセルト云
フ程度ニ止メテ置ク方が妥當デハナイカ、
サウ云フ風ニ考ヘマシテ此括弧ニ入レタノ
デゴザイマス若シ之レヲ全部五箇年延バ
スト云フコトニ致シマスト實ハマダ舊法
ノ適用ヲ受ケテ居ル會社ニモ今後十箇年或
ハソレ以上モ免稅ノ特典ヲ受ケテ居ル設備
ガゴザイマスノデ、ソレヲ今カラ尙ホ先キ
ルマイ、取敢ヘズ今後五箇年位、免稅ノ特

典ヲ失フモノヲ失ハセヌヤウニシテ置カウ

ト云フ趣意ヲ以チマシテ、附則第二項トノ

釣合ヲ先づ見テサウ云フ風ニナッタト云フ
コトニ御諒解下サテ差支ナイコトト思ヒ

マス

○男爵周布兼道君 サウシマスト昭和十年迄ニ滿了スルモノダケガ十一年迄ニナッテ、

起算點ニ依ツテハマダ先マデ此特典ガ續イテ居ルモノハ無論アルノデスカ

○政府委員(福田庸雄君) サウデゴザイマス

○男爵周布兼道君 ソコデサウナリマスト

第二項ト第三項ハ現行法令ニ於キマシテハ大變ニ年數が違テ居リマス、コニ何カ前ニ違フテ居ル理由ガアッタノダラウト考ヘラ

レルノデスガ……即チ例へバ此兩方ノ特典ヲデス、同時ニ期間ガ切レナイヤウニス

ル、一時ニ特典ヲ無クナシテシマフト云フ

ヤウナコトヲシナイ爲ニ、斯ウ云フ風ナ期限ノ相違ガアッタノデヤナカト思ハレル、

果シテサウシマスルト、今度捕ヘルト云フコトハ其精神ヲ沒却スルヤウナ風ニモナリ

マスガ、其邊ノ御考ヲ伺ヒタイノデアリマス、申上ゲテアリマス現行獎勵法ノ附則デゴザス

○政府委員(福田庸雄君) 御手許ニ御配付申上ゲテアリマス現行獎勵法ノ附則デゴザス

イマスガ、此前ノ第二項ノ方ハ五箇年デゴザイマシテ、ソレカラ第三項ノ方ハ十五箇年トス

年トスウナツテ居リマスガ、此現行獎勵法ノ規定ニ於キマシテ、土地收用法ノ規定、ソ

レカラ輸入稅免除ノ規定ヲ五箇年間延バシ

マシタノハ、從前ノ詰リ此現行獎勵法以前ノ舊製鐵業獎勵法ノ規則ガ、本法施行後十箇年間……本法施行ノ日カラ十箇年間トス

ウ云フ風ニ書キ方ニナツテ居リマシテ、丁度大正十五年ノ四月ニ其期間ガ滿了スルコトニナツテ居タノデアリマス、ソレデソコニ五年ヲ附加ヘタトスウ云フ改正ニナツテ居

リマス、其大正十五年ノ改正ハデス……、ソレカラ其營業稅所得稅ノ免除ハ、矢張リ

一定ノ資格條件ヲ備ヘテ居ル設備ガ事業ヲ

開始イタシマシテカラ十箇年ト、斯ウ云フ風ニナツテ居リマスノデ、ソレデ十箇年ト云フ期間ヲ十五箇年トスウ變ヘタダケデゴザ

イマシテ、何レモ五箇年延長シタト云フコトニハ變リハナインデゴザイマス、ソレデ

サウ云フ改正ノシ方ヲヤリマシタカラ、今度モ矢張リ此輸入稅ノ免除ノ方モ五箇年延

モ一律ニ五箇年延バシタラドウカト云フ御

考モ御尤モダト思フノデゴザイマスガ、併

シ先ホド申上ゲマシタヤウニ、マダ此從來

ノ附則ニ依リマシテ輸入稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クル期間ガアトニ残テ居ル、詰リ

昭和十五年或ハ昭和二十年マデモ、マダ從來ノ附則ニ依リマシテ營業稅及所得稅ノ免

除ヲ受ケル期間ガ残テ居ル設備モアルノ

デゴザイマスカラ、サウ云フモノヲ尙ホ先

キニ五箇年間押シ延バスト云フマデノ必要ハ此際アルマイ、ソレハソレトシテ兎ニ角此

際最モ窮境ニ立ツ所ノ、詰リ是カラ五箇年以内位ノ、其特典ヲ失フヤウナ設備ヲ先づ保

護シテ置イタナラバ宜イデヤナイカ、ソレカラ先キノ問題ニ付テハ其時ノ狀態ニ依

テ、又適當ニ考ヘルト云フコトガ合理的デ

アラウト云フヤウナコトニナリマシテ、此第三項ノ規則ヲ設ケタ趣意デゴザイマス、

第三項ノ規則ヲ設ケタ趣意デゴザイマス、

アラウト云フヤウナコトニナリマシテ、此

第三項ノ規則ヲ設ケタ趣意デゴザイマス、

第三項ノ規則ヲ設ケタ趣意デゴザイマス、

第三項ノ規則ヲ設ケタ趣意デゴザイマス、

第三項ノ規則ヲ設ケタ趣意デゴザイマス、

第三項ノ規則ヲ設ケタ趣意デゴザイマス、

第三項ノ規則ヲ設ケタ趣意デゴザイマス、

第三項ノ規則ヲ設ケタ趣意デゴザイマス、

第三項ノ規則ヲ設ケタ趣意デゴザイマス、

別委員會ハ是デ今日ハ終リト致シマス

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵二荒芳德君 副委員長 岡喜七郎君

委員 侯爵大隈信常君 子爵豐岡圭資君 男爵周布兼道君 岡田文次君 内藤久寛君 濱口儀兵衛君 高廣次平君

國務大臣

商工大臣 依孫一君

大藏參與官 藤正憲君 大藏書記官 野津高次郎君

商工參與官 野田文一郎君

商工書記官 長崎榮十郎君

商工書記官 福田庸雄君

商工書記官 福田庸雄君